

オケージョナル・ペーパー No.17

# 国勢調査による従業地把握の展開と 従業地別就業データの意義

2009年6月

法政大学

日本統計研究所

# 国勢調査による従業地把握の展開と 従業地別就業データの意義

森 博美

## はじめに

農業その他の自営の就業者の場合、自宅あるいは自宅近隣で従業することが多い。社会の主導的生産活動の担い手となる産業が第一次産業から第二次産業、そして第三次産業へと転換を遂げる中で、就業者の多くが常住地と異なる従業地で就業するようになる。このように職と住とが分離することにより、居住地と従業地との間の日単位での定常的な通勤反復移動(commutation)が日常化する。それに伴う道路や鉄道といった交通網の整備は、通勤人口を拡大させ、通勤圏の広域化を一層促進する。職と住との分離が二重の意味で拡張する結果、単に常住地人口だけでは把握できない側面が次第に大きくなる。各国の人口センサスが、常住地だけでなく従業地による人口把握という新たな切り口からの調査の実施、結果の表章を整えるようになった背景には、常住地という地域の枠組みを越えた居住者の活動の広がりという現実がある。

世界で最初に人口センサスの調査事項として就業者の従業地が取り上げられたのは、イギリスの1921年センサスであるといわれている〔大友(2001) 36頁〕。わが国の国勢調査では、昭和5年の第3回調査で初めて就業者の従業地に関する情報が収集されている。なお、戦後は、昭和30年の第8回調査で従業地が調査項目として初めて採用され、その後は継続的に調査されている。

ところで、わが国の国勢調査における従業地把握が現在のような質問形式に定着するまでには、若干の曲折がある。本稿では、調査票の表記や記入上の注意などを参考に、わが国の国勢調査が従業地をどのように把握してきたかを振り返ることを通して、その特徴さらには国勢調査が与える従業地による就業データの経済的意義などについて考えてみたい。

## 1. 国勢調査での従業地把握方式の変遷

### (1) 昭和5年調査での従業地の把握

昭和5年調査は、回答者の職業に関して、本業の「職業」名、「所属の産業」名、「失業」の有無とともに、「従業の場所」を調査している。なお、「従業の場所」欄には、記入にあたっての注意事項として、つぎの4点が指摘されている。

1. 職業に従事する場所の道府県市区町村名を記入すること。
2. 自宅で従業する者又は自家の田畑、山林で働く者は**自宅**と記入すること。
3. 従業の場所が全く一定しない者は**不定**と記入すること。
4. 昼間の学校に通学する者は学校の所在する道府県市区町村名を記入すること。

記入の注意事項の「4」からもわかるように、この調査は単なる通勤調査ではなく通学調査という側面も持つ事実上の通勤・通学調査である。この調査の通学調査に係る特徴についてはすでに別稿〔森(2009) 3-4頁〕で論じた。ここでは就業者の従業地把握に絞って、この調査の特徴を明らか

にする。

上記の調査票の記入の指示には、2つの特徴的な点がある。

その一は、就業者と通学者とでその取扱いが異なる点である。すなわち、就業者については、就業の時間帯とは無関係にその従業の場所の回答を求めているのに対し、通学者の場合、昼間の学校に通学する者に限ってその通学先の道府県市区町村名を記入するよう指示されている。第二に、運転手や外務員など仕事の性格上従業の場所が日常的に移動する就業者については、従業の場所が一定しない者として従業地「不定」の者として扱われている。後にみるように、この点は、戦後の国勢調査における取扱いと異なる。

このような記入の指示に従って得られた個々の回答結果は、道府県市区町村別に「従業又ハ通学ノ場所別人口」として男女別に表章されている<sup>(1)</sup>。

< 報告書の結果表の表章項目 >

調査人口

有業者及学校通学者総数

(うち) 自宅ニ於テ従業スル者

地域内ニ従業所アル者及地域内ニ在ル学校通学者

一定ノ従業所ナキ者

従業所の申告ナキ者

地域外ニ従業所アル者及地域外ニ在ル学校通学者

地域外ニ於テ調査セラレタルモ地域内ニ従業所アル者及ビ地域内ニ在ル学校通学者

日々ノ入ニ対スル出ノ超過

昼間人口

[内閣統計局(1935)]

この調査票は、通学者に関しては、昼間の学校への通学者だけに通学先の記入を求めている。従って、昼間部の学校に通学し授業終了後に就業する有業通学者については、事実上無業通学者としてその通学先だけが把握されている。他方、就業のかたわら夜間に通学する者の場合、従業地における就業者として把握される。

さらに昭和5年の調査には、回答結果の集計処理に関して、2つの留意すべき点がある。

その一は、他府県への通勤・通学者の取り扱いについてのものである。すなわち、従業所又は学校が他府県に所在する者の場合、特に「隣接府県」<sup>(2)</sup>として定義された各府県については市区町村別に表章されるが、隣接府県に該当しない府県への通勤、通学者については、集計上の便宜的措置として、「地域内ニ従業所アル者及地域内ニ在ル学校通学者」として扱われている<sup>(3)</sup> [内閣統計局(1935)]。恐らく、集計能力の制約からこのような処理が行われたと考えられるが、このような処理の結果、域内の通勤者、通学者数がそれだけ過大に評価されることになる。

第二は、記入不備な回答結果の処理に関係したものである。記入が府県あるいは郡名のみで市町村名が無記入の者、従業地あるいは通学の場所が無記入の者について、集計表はそれらを「従業所ノ申告ナキ者」として表章している。その結果、このような通学者については、従業地の申告のない有業者として扱われている。

## (2) 昭和30年調査での従業地の把握

戦後の国勢調査では、昭和30年に初めて就業者の従業地が調査された。昭和30年調査

の調査票には、事業所の所在地（都道府県、市郡支庁、区町村）の記入欄が設けられている。なお、昭和30年調査の調査票における当該項目に至る調査事項の流れは昭和5年調査でのそれとかなり異なっている。昭和5年調査では年齢の如何を問わず職業を有する者について本業の従業の場所の記入を求めていたが、昭和30年調査では、昭和16(1941)年末までに生まれた者のうち、特につぎの①または②のいずれかに該当する者だけが回答を要請されている。すなわち、

- ①「この1週間におもに仕事をした人（調査票では「就」と略記、以下同様）
- ②「この1週間におもに家事（「家」）、通学（「学」）、その他（「他」）」に従事した者のうち、④仕事（家業の手伝いや内職でもよい）を少しでもした人（「仕」）、⑤仕事はもっていたが休んでいた人（「休」）、⑥仕事がなくて探していた人（「探」）

がそれである。逆にいえば、昭和16(1941)年末までに生まれた者であっても1週間の主な活動が「家」、「学」、「他」の者で「仕」、「休」、「探」のいずれにも該当しない専業の家事従事者、非就業学生、高齢者等、それに昭和17(1942)年以後に出生した者については、回答が免除されている。なお、求職者は就業経験の有無によって区別され、特に就業経験を有する者には、前職の事業所の所在地の記入が求められている。就業経験を持たない求職者は「未」と記入するよう指示されている。

図1は、昭和30年調査において従業する（あるいは従業した）事業所の所在地の回答を求められた者の範囲を示したものである。

図1 昭和30年国勢調査における従業地把握

	主に仕事 （「就」）	従なる活動		主たる活動		
				家事（「家」）	通学（「学」）	その他（「他」）
昭和16年以前 の出生者		仕事（「仕」）				
		休業（「休」）				
		求職（「探」）	前職有			
		前職無	未	未	未	
昭和17年以後 の出生者		昭和17年以後 の出生者				
		その他（「非」）				

従業地記入の対象者
  前職の従業地記入の対象者

昭和30年調査の結果報告書には、常住地別就業者数とともに従業地別就業者数が表章されている。しかし、調査票の当該項目の部分上記のような形で設計されていることから、従業地としての回答結果の中には一般の就業者の従業地に加えて、仕事のかたわら通学する者・通学のかたわら仕事をする者・調査期間中休業していた者の従業地、さらには就業経験を持つ求職者の前職の所在地情報も含まれている。なお調査票には、常住する自市区町村内従業者については、単に当市あるいは当村と記入するよう指示されているだけである。従って、この調査票の質問形式からは、自宅従業者と自宅外の自市区町村内従業者とを区別する情報は得られない。

### (3) 昭和35年調査での従業地把握

昭和35年調査の就業関係の調査事項及びその質問形式には、3つの点で前回調査と異

なっている。(i) 就業状態に関する調査対象期間として、前回調査での「この 1 週間」というやや曖昧な表記から「9月 24 日から 30 日までの 1 週間」と具体的に期日が明示されたこと、(ii) 前回調査で 1 週間の主な活動がその他(「他」とされていた者から、病気・老齢の者が(「病老」として別掲されたこと、(iii) 1 週間の就業時間数が調査項目に追加されたこと、がそれである。なお、この調査も、前回調査と同様、就業経験を持つ求職者に前職の従業事業所の所在地の記入を求めている。

昭和 35 年調査では、「従業地または通学地」すなわち通勤・通学調査として就業者の従業地の把握が行われた。この調査では、昭和 20(1945)年末までに生まれた人のうち、①主に仕事をしている者(「就」)、②家事(「家」)・通学(「学」)・病気老齢(「病・老」)・その他(「他」)の者で従なる活動として仕事をしている者(「仕」)、それに③家事(「家」)・通学(「学」)・病気老齢(「病・老」)・その他(「他」)の者で調査期間中に休業していた者(「休」)について、自宅あるいは自宅外の従業事業所が所在する都道府県、市郡支庁、および区町村名の記入が求められた。なお、昭和 30 年調査は就業経験を有する求職者に前職の従業地の記入を求めている。昭和 35 年調査では、通学のかたわら求職中である者については、非就業通学者と同じく通学地を回答することになっているが、通学求職者以外の者については、就業経験の有無<sup>〔4〕</sup>にかかわらず、従業地の記入が免除されている。

このように、(i) 従業地として自宅を自宅外自市区町村から別掲したこと、(ii) 就業経験を持つ求職者からの前職の従業地情報を収集しないよう改められた点が、従業地把握における昭和 35 年調査の前回調査からの大きな違いである。

図 2 は、昭和 35 年調査での従業地の所在地の回答を求められた者の範囲を示したものである。

図2 昭和35年国勢調査における従業地把握

	主に仕事 (「就」)	従なる活動		主たる活動			
		仕事(「仕」)	休業(「休」)	家事(「家」)	通学(「学」)	病気・老齢(「病老」)	その他(「他」)
昭和20年末 までの出生者	自宅	自宅	自宅外	仕事・通学せず			
	自宅外	自宅	自宅外				
	求職 前職有 (「探」 前職無 その他(「非」)	自宅外	仕事・通学せず				
昭和21年以後 の出生者		昭和21年以後 の出生者					

従業地記入の対象者
  (参考)通学地記入の対象者

#### (4)昭和 40 年調査での従業地の把握

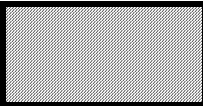
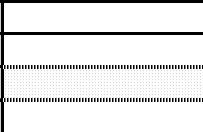
昭和 35 年までの調査と異なり、昭和 40 年調査では回答者の出生年月による就業関連項目に関する記入該当者の限定が削除された。これは、恐らくは集計処理能力の向上により、回答者全員から収集している出生年月に関する情報を用いることで当該の質問項目そのものに特に年齢の限定を加えずとも所期の集計処理上の目的が達せられるとの判断によるものと推察される。



昭和 40 年は簡易調査年にあたるという事情もあり、就業関係の項目についても、調査項目として就業時間数が削除されるなど、前回調査に比べて幾分調査事項の削減が図られている。また、それまでの調査が、(i) 主たる活動に関する質問(昭和 35 年の調査項目番号 12(イ))と(ii) 主に仕事以外の者に対する仕事、休業、求職、その他(同じく 12(ロ))という二段階で就業状態を把握していたのに対し、昭和 40 年調査では両者を統合した形で調査票が設計されている。新たな質問

形式では、9月24日から30日までの1週間に①主に仕事をした者、②家事通学などのほかに仕事をした者、③仕事を休んでいた者について従業地の記入が求められている<sup>[5]</sup>。ただ、自市区町村内での就業者について、自宅と自宅外の域内従業とを区別されていない点については前回の質問形式とは異なっている。

図3は、昭和40年調査における従業地の所在地の回答を求められた者の範囲を示したものである。

図3 昭和40年国勢調査における従業地把握

9月24日から30日までの1週間	仕事をした者	1. おもに仕事		
		2. 家事通学などの他に仕事		
	仕事を少しもしなかった者	3. 仕事を休んでいた		
		4. 仕事を探していた		
		5. 家事		
		6. 通学		
		7. その他(幼児・老齢など)		

 従業地記入の対象者     (参考)通学地記入の対象者

なお、就業者の従業地把握という観点から見た場合、昭和40年調査の調査票には、それまでの調査票と異なる2つの注目すべき点がある。第一は、調査票面に調査事項に付記する形で、「仕事も通学もしている人は仕事をしている場所」として就業通学者に対して通学地ではなく従業地の記入を求める指示が初めて明示的に示されたことである。第二は、調査票の裏面においてではあるが、昭和40年調査で、仕事の性格上従業の場所が移動する者あるいは一定しない者についての従業地記入の指示が初めて例示された。そこには、集配員や運転手のように戸外で仕事をしている人については、所属する事業所のある市区町村名を、船の乗組員の場合は船籍地または主な根拠地のある市区町村名を、さらに行商人や自営の大工のように仕事の場所が一定しない者については常住する市区町村名を記入するよう指示されている。これは、このようなカテゴリーに属する就業者を「一定ノ従業所ナキ者」として取り扱った昭和5年調査とは明らかに異なる把握、表章方式である。

これら2つの特徴のうち前者に関しては、事実上昭和35年調査の把握方式を単に確認したものに過ぎず、また後者は、昭和30、昭和35年調査ではその指示<sup>[6]</sup>が具体的に例示されていなかったものをいずれも調査票のレベルで明示したものである。このようなことから、戦後の国勢調査における従業地の把握方式は、その形式も含め、基本的に昭和40年調査において確立したと見ることができるであろう。

#### (5) 昭和45年以降の調査での従業地把握

昭和45年は大規模調査年ということもあり、就業関係の調査事項についても新たに従業地・通学地までの利用交通手段が追加された。就業状態そのものの把握については、前回の昭和40年調査で「家事あるいは通学の他に仕事」として一本化した形で調査されていたものが選択肢として分離独立した点が異なるだけである。一方、従業地把握については、前回の調査では自市区町村内従業者として一括されていた自宅内就業者を、前々回の昭和35年調査と同様、区別して特掲するよう改められた。これ以外の点では、昭和40年調査の調査方式が完全に踏襲されている。

その後の国勢調査では、昭和 45、昭和 55、平成 2、平成 12 年の各大規模調査で通勤・通学のための交通手段が、また平成 2 年の調査では通勤時間が調査されている。また、平成 12 年調査では、昭和 35 年調査で調査項目として採用されていた 1 週間の就業時間数が復活<sup>[7]</sup>し、この調査項目は平成 17 年調査でも引き続き採用されている。

なお、従業地把握という点では、この間の政令指定都市の増加に伴い、区名の記載を求める都市の数が 10 大都市（昭和 50 年）、11 大都市（昭和 55 年）、12 大都市（平成 2 年）13 大都市（平成 7 年）、15 大都市（平成 17 年）へと順次拡大しているが、把握方式そのものは基本的に昭和 35 年調査を踏襲している。

## (6)小括

以上、わが国の国勢調査における従業地把握について、調査票の表記を中心にその変遷を概観してきた。

昭和 5 年調査での従業地調査は就業者の本業としての従業地の実態把握を行うものであったが、併せて通学者についても昼間の学校に通学する者の通学地が調査されている。恐らく当時その存在が社会的にも限定的であったと考えられることから、いわゆる就業通学者の実態把握は正式な調査の俎上に上らなかったものと思われる。加えて、就業通学者のこのような取り扱いの背景には、この従業地調査がもともと昼間人口の把握を目的としたものであったという事情<sup>[8]</sup>も関係しているように思われる。他方、戦後最初の従業地調査として実施された昭和 30 年の調査では、就業通学者もその従業地調査の対象とされており、調査期間に休業中であった通学者については休業中の現職、また就業経験を持つ求職中の通学者については前職の従業地を申告するように求められている。

昭和 30 年調査の場合と同様昭和 35 年調査は、調査期間中に休業していた者も含め、就業通学者からの従業地の報告を求めている。もっとも、昭和 30 年調査と異なり、昭和 35 年調査では求職中の通学者からは前職の従業地の報告を求めのではなく、無業通学者と同様に通学先が調査されている。そこでは、就業通学者以外の通学者については、休業中の者についても、求職行動の有無とは無関係に、すべて無業通学者として扱われている。

昭和 40 年調査の調査票が何故自市区町村内での自宅と自宅外との区別ができない設計となったかは不可解であるが、この点を除けば、就業経験を持つ求職者の従業地の扱いは昭和 30 年と昭和 35 年の調査とで大きく変更され、通学者を就業者（休業中の者を含む）と非就業者（求職者を含む）とに大別し、前者に属する通学者については従業先を、また後者については通学先を調査するという方式が事実上昭和 35 年の調査で確立し、そこで採用された従業地の把握方式が今日まで継承されている。本稿末尾の付表 1 は、国勢調査における従業地把握関連事項の変遷を一覧したものである。

このように、国勢調査における従業地の把握方式は昭和 35 年調査でほぼ確立し、昭和 40 年調査の調査票においてその調査方式がより明示的な形で定式化されたといえよう。

## 2. 従業地による就業者データの意義

### (1)地域の経済活動と従業地による就業者データ

1950 年以降のわが国の国勢調査は、すべて常住地主義 (*de jure*) で実施され、調査時点(10 月

1 日午前零時)現在で世帯あるいは施設等に常住している者が常住人口として把握されてきた。このため、集計、公表される結果表の大半は、常住地ベースによるものである。ところで、結果報告書の中には、従業地による集計結果を掲載しているものもある。昭和 30 年国勢調査の解説『日本の人口』は、常住地による就業者データと従業地によるそれが持つ経済的意味の違いについて次のように指摘している。すなわち、「常住地による就業者数は各市区町村に住んでいる就業者の数をあらわすものであって、夜間もそこに住んでいるという意味で、いわば“夜間の就業人口”ともいえるものであるのに対し従業地による就業者数は、各市区町村に所在する事業所の就業人口であり、各市区町村の“昼間の就業人口”ともいうべきものをあらわしている。交通不便な地域や農漁村では両者はほとんど一致しているが、交通機関が発達し商工業の盛んな地域になるほど両者の差が大きくなるのが常である。」〔総理府統計局(昭和 35) 191 頁〕と。なお、昭和 30 年調査が常住地による就業者数とともに従業地によるその表章を掲げているのは、このような視点によるものと考えられる。

ここで、経済活動との関連で常住地と従業地による就業者データの意味の差異について考えてみよう。午前零時現在で把握された常住人口は、夜間人口、「いわば、非活動時の人口」〔大友(1979) 216 頁〕である。従って、常住地による地域別表章結果は、現実には従業地において様々な経済活動に従事している者について、従業の現場とは切り離し、その活動の諸側面を一人ひとりの就業者個人に帰属するいわば個人に関する属性情報として、常住地という日常的には非活動の場において捉えたものである。それは、「どのような人びとが、どこで、どのような生活を営んでいるのか」〔浅川(2008) 300 頁〕といったことに関する地域の分布情報を提供するもので、どちらかといえば居住者についての社会学的分析のための統計資料という性格が強い。農業あるいは自営という経営形態が卓越していた時代や地域の場合とはもかくとして、通勤移動が顕著な状況の下では、常住地による就業データは当該地域の就業構造を必ずしも反映しているわけではない<sup>[9]</sup>。その意味では、上に紹介した“夜間の就業人口”という用法は、必ずしも当を得たものではなく、現実の経済活動から切り離された就業属性に関する統計指標に近い性格のものである。

経済学的な視角から都市の諸活動の人口的側面を分析する場合、当然、「活動時における人口」〔大友(1979) 216 頁〕の諸特徴を明らかにする必要がある。就業者にとっては、生産やサービスの提供といった経済活動の場は常住地ではなくむしろ従業地である。このように見れば、従業地による就業データは、常住地によるそれと異なり、まさに当該地域が現実に提供している労働需要の規模並びにその構成を示す実質的な経済的意味を持つことになる。

## (2) 就業通学者の把握方式と従業地による就業データ

戦後の国勢調査はアクチュアル方式で就業状態を把握してきた。そこでは、「仕事」とみなす収入を伴う仕事の時間量について、調査票には特に明示的な基準は示されていない。平成 12 年調査からは、9 月 24 日から 30 日の 1 週間に実際に仕事に従事した時間数の合計を記入するよう調査票が改められた。なおそこでは 30 分以上は 1 時間に切り上げ記入するように指示されていることから、仮に 1 週間に 30 分の有給就業を行った場合にも、すなわち「仕事」として扱われうる。

国勢調査における通勤・通学調査が、就業通学者を教育機関の所在地への通学者としてではなく従業地への通勤人口として捉えていることから、域内外で従業する就業通学者は、通学者としてではなく就業者として扱われている。このような取扱いが内包する問題点についての詳細は〔森(2009)〕にゆずることにして、ここでは、このことの代償と引き換えに従業地による就業データが獲得



することになった国勢調査の労働市場分析面での価値、すなわち、就業通学者も含め個々の地域で従業する者の全てを対象とする従業者の現実の就業構造を反映する統計としての意義に注目してみたい。

常住地人口は一般に夜間人口、また夜間人口に定常的に日単位での反復移動である通勤通学の流出入を加除することで得られる従業地人口は昼間人口と呼ばれてきた。ところで、昼間人口について、人口学者による次のような説明がある。「通常、人口といえば、住民基本台帳に記載してある行政上の人口、つまり行政人口のことを指している。日常的に居住しているという意味で「常住人口」とか通勤・通学を終えて帰宅するという意味で「夜間人口」ともいう。しかし、人々は通勤・通学のため、常住地内だけでなく、常住地外の県や市町村にも活発に移動している。こうした通勤・通学のため常住地から他地域に昼間流出する人口を「昼間流出人口」といい、反対に他県、他市町村からその地域に昼間流入する人口を「昼間流入人口」という。その意味では、地域の経済人口は常住人口(夜間人口)というより、常住人口に昼間流入人口を加え、そして昼間流出人口を差し引いた「昼間人口」で求めるのが妥当である。この分析には、国勢調査を利用するのが望ましい」[坂本他(2003) 18頁]と。

住民基本台帳による人口を常住人口あるいは夜間人口と同一視している点もさることながら、ここで原著者は、地域の経済人口を「常住人口+昼間流入人口-昼間流出人口」によって与えるのが妥当であると主張している。ここで「地域の経済人口」として一体何が想定されているか、ここでの断片的な記述だけからその具体的内容をにわかに判定することはできない。しかし、従業地で捉えた就業者数に常住人口のうち昼間も域内に残留する非労働力人口、さらに域外からの通学人口を加えた昼間人口は、いったいどのような経済学的意味を持つのであろうか。

例えば昭和30年調査における従業地別就業者数が与える従業地による就業者数およびその構成は、財貨やサービスの生産、提供、さらには公共サービスの提供など経済の供給面と一体化した経済活動の支え手という明確な経済学的メッセージを持っている。これに対して、従業地による就業者数に当該域内に在留する非労働力人口および無行通学流入者を加えることで得られる昼間人口とは、人口現象の一体いかなる側面を表現しているのであろうか。それは、雇用機会の提供という労働市場における個体ベースでの労働需要の総量という従業地における就業データが持っていた就業人口という概念を曖昧にするだけのようと思われる。

周知のように、従業地による就業者数を把握する統計としては、事業所・企業統計調査がある。この調査は、就業者を事業所側から捉えた統計として、個々の地域に所在する事業所が提供する雇用機会についての情報を与える。この調査からは、産業・従業上の地位別に従業者がどのような規模の事業所で従業しているかに関する詳細なデータが得られる。しかしながら事業所・企業統計調査では、農林漁業の個人経営事業所、一部の生活関連サービス業、外国公務に属する事業所、その他一部の施設内に設けられた事業所は調査対象外となっており、これらの事業所における従業者を把握することはできない<sup>[10]</sup>。また、事業所・企業統計調査からは、従業者の職業に関する情報は得られない。

わが国では、住宅土地基本調査、パーソントリップ調査、大都市交通センサスなど、通勤や通学に関する調査項目を持つ調査がある。まず、住宅土地基本調査が与える通勤情報は、家計を主に支える者に対象が限定される。また、パーソントリップ調査は、移動目的(リンクトリップ)や移動手段(アンリンクトリップ)という詳細な移動情報を持つが、この調査は主要都市圏域だけを対象に標本調査として実施されているもので、通勤者全体が把握の対象となっているわけではない。さら

に、大都市交通センサスも大都市地域のみが対象であり、また得られる変数には、そもそも交通機関の利用者属性に関する情報がない。

以上のようなことから、国勢調査の従業地による就業者数は、上述の就業通学者の取り扱いも含め、当該地域に所在する事業所が全体として、どのような産業、職業について、何人に対して就業機会を提供しているかという明確な経済的意味を持つ情報を提供するものであるといえよう。

### 3. 国勢調査における従業地による産業、職業情報の提供

ここでは、戦後のわが国の国勢調査が、従業地による就業者について、その産業あるいは職業に関してどのような結果表を提供してきたかを結果報告書さらには未収録結果表も含めて整理しておく。

昭和 5 年調査では、従業地による就業者の産業別あるいは職業別集計は行われていない。従業地による就業者の産業あるいは職業別結果表が作成、公表されるようになったのは、昭和 30 年の第 8 回調査からである。そこでは、従業地の産業大分類による市部・郡部、都道府県、市・町別の結果表が1%抽出によって提供されている。昭和 35 年調査での従業地による集計としては、産業(大分類)による市部・郡部、都道府県、市・町についての結果表があるだけである。昭和 40 年調査からは、職業(大分類)による結果表が新たに加えられ、大分類による産業×職業のクロス表が提供されるようになった。その後、昭和 45 年調査では、新たに 20%抽出による中分類の産業、職業表が提供されるようになった。また、昭和 60 年調査では、社会経済分類による結果表が提供されている。その後、平成7年調査からは、非収録の結果表も含め、より詳細な地域別結果表が提供されるようになってきている。なお、昭和 45 年からは、『国勢調査報告』の本報告書に加え、『資料』、『摘要』、『編集・解説』、あるいは『人口概観シリーズ』として、通勤通学調査についての追加的な集計表が公表されている。本稿末尾には、従業地による就業者の産業、職業関係の公表集計表を一覧リストを付表2、3として掲げた。

## むすび

国勢調査は、1920 年の第 1 回調査以来、わが国の政府統計の根幹を成す調査として、人口の基本構造、人口属性についての分布情報を提供するいわゆる社会人口統計体系(SSDS)の中核部分をなす統計として位置づけられてきた。国勢調査は同時にまた、人口に関する経済調査的要素も備えている。

国勢調査の経済調査的性格を象徴するのが、通勤・通学調査における就業通学者の取扱いである。本稿では、主として就業者の従業地把握という側面に焦点をあて、昭和 5 年以降の国勢調査で該当する調査票の質問形式さらには記入上の注意事項を参考に、その調査内容について検討してきた。本稿での考察の結果、わが国の特に戦後の国勢調査は、就業通学者を通学者という本来の社会的存在としてではなく、むしろ、従業地への通勤者という経済的存在として取り扱っていることが明らかになった。

すでに本文でも見たように、現行の国勢調査は、実質的には通学者の総体としてのその実態把

握よりも従業地における総体としての就業者把握を優先している。就業通学者を含む通勤流入者に域内に在留する就業者を加えた従業地による産業、職業別データは、各個人が就業する時間帯ないし就業時間数の多寡を度外視すれば、個々の地域が有する地域の雇用力 (domestic employment) の構造的特性を明示的に表現する資料に他ならない。統計の上では就業通学者を通学者としてではなく通勤者とみなす国勢調査の把握方式の意義は、仕事を主とする者、家事のかたわら就業する者だけでなく通学のかたわら就業する者のすべてを含め当該地域のトータルな雇用需要情報を提供するという点にある。それは、常住地においていわば夜間の非活動人口として把握された就業者の産業、職業構成とは異なる実質的意味を持つ。

今日では、都市域を中心に、常住する地域の境界を越えた人の日常的移動が支配的である。そのような中では、常住地によるデータは当該地域の就業構造を必ずしも反映しないことになる。そこで、当該地域に通勤者の送出している諸地域まで含めた地理的空間としての圏域の設定が大きな関心事項となり、多くの業績が蓄積されてきた。標準都市雇用圏 (Standard Metropolitan Employment Area: SMEA) の設定に至る一連の動き<sup>[11]</sup>もその中に位置づけられる。

地理的空間を取り扱う地理学等の分野では、都市あるいは都市的性格の地域を中心としてそれと関連の深い周辺地域とを一つの圏域として捉え、社会人口学的変数さらには財政、経済的諸変数を用いることでそれぞれの特性を明らかにし、類型化する試みが数多く行われてきた<sup>[12]</sup>。遠藤は、①わが国におけるこれまでの大都市圏の諸概念を一覧し、SMEA によって設定された都市圏域について、周辺地域の人口を被説明変数、中心都市の人口、人口密度、昼夜間就業者比、それに職業中分類別就業者比率のハーフインダール指数を説明変数とした回帰分析を行い、中心都市が周辺に比べて大規模な労働市場を有する SMEA ほど周辺地域の規模は大きく、またその規模が拡大傾向にあることを示し、また、②民間就業者の標準産業分類 (2 桁中分類) 別データを用いた Black and Henderson [1997] を参考に、平成 7 年国勢調査の職業・産業 (大分類) データを用いた都市圏域のクラスタリングを行い、全都市圏域を 16 のグループに類型している [遠藤 2002 168-174 頁]。雇用圏による分析は、いわば一つの経済単位としての圏域を構成することで労働力の需給を一体として捉え、個々の圏域が有する経済特性への接近を試みたものである。他方、その分析に使用されるデータの面からみれば、それは、常住地によって把握された人口属性に意味を持たせる圏域の設定に他ならない。すなわち、労働力の供給源地域である都市周辺地域も含め、一つの圏域が全体としてどのような産業、職業特性を持つ就業者を抱えているかを示すものである。

これに対して、本稿で考察してきた従業地による就業人口は、例えば、雇用圏の中で中心的位置にある特定の都市域が、それ自体として提供する員数としての労働需要の産業面、職業面での特性を表現するものといえるであろう。それは、まさに中心都市域の雇用特性を直接的に現すデータに他ならない。

従業地による産業あるいは就業データを用いた地域特性分析としては、大友による産業別就業者データを用いた大都市の産業機能分析 [大友 (1996)]、産業 (大分類)、職業 (大分類) 別就業者データを用いた 15 大都市の中心地 (的) 機能<sup>[13]</sup>、相対的・絶対的中心性<sup>[14]</sup> の分析 [大友 (2006)] がある。また西文彦は、三大都市圏について、平成 2 年と平成 7 年の 5 年間の就業者の増減状態を産業と職業について中分類レベルで分析している。このような諸研究も散見されるものの、従業地による産業、職業別就業者データは、これまでそれが持つ潜在的な分析価値にふさわしい取扱は行われてこなかったように思われる。これは、国勢調査の集計が常住地を基本としたもの

であり、従業地によるそれはあくまでも通勤・通学調査の結果表の表章として位置づけられてきたことが影響しているように思われる。全国一本での結果表章の場合とはともかく、地域ブロック、広域都市圏、都道府県、市区町村と地域レベルが下るにつれて常住地と従業地による就業データとの乖離率はより大きくなる。そのような場合、常住地による産業、職業データを用いた地域特性の分析は、地域の実態とは異質な特性を結果的に提示することになる。その意味では、現在提供されている従業地による集計結果が有する潜在的利用可能性を開拓するとともに、この種の研究の活性化の前提となる従業地によるデータのより広範な提供を期待したい。

〔注〕

(1)なお、この他に『国勢調査最終報告書』には、全国、道府県別、市郡(都鄙)(人口10万以上ノ市、六大都市、其ノ他ノ大都市、人口5万以上ノ市、人口5万未満ノ市、郡部)別の従業又ハ通学ノ場所が、自宅、市区町村内、市区町村外、不定、無申告別に表章されている。

(2)例えば、青森県の隣接県は岩手県と秋田県、東京府の隣接県は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県となっている。

(3)このような取り扱いの理由として報告書は、次のように記している。すなわち、「蓋し隣接せざる府県に通勤又は通学する者は殆ど絶無と言ふべく、結果に於て斯の如き現象の現はるゝ場合は一時滞在者に係るものと認むべきを以て、日々の正常的人口移動を観察せんとする本統計に於ては是等の人々を便宜移動せざる人口に編入するも利用上爾く支障なきのみならず、斯く取扱ふことに依り製表上相当の手数を節約し得るを以てなり。

(4)前職のある人に対しては、前職の事業所の名称、事業所の事業の種類、本人がしていた仕事の種類、および従業上の地位の報告を求めている。

(5)昭和40年調査の調査票の裏面には、記入上の注意として、

戸外で仕事をしている人(集配員・運転手等):所属している事業所のある市区町村

船の乗組員:船籍地またはおもな根拠地のある市区町村

仕事の場所が一定していない人(行商人、自営の大工等):住んでいる市区町村

をそれぞれ従業地として記載するよう求めている。また、航空機のパイロットや客室乗務員の場合、配属先の事業所が所在する市区町村が従業地とされ、従業地が海外にある者については、便宜上、常住地での就業者として扱われている。

(6)昭和30年調査の「用語の解説」には、「行商人など、仕事の場所が一定しない場合は、常住地をその者の従業地とした。」「[総理府統計局(昭和35)32頁]とその結果処理方式についての解説が記されている。この調査では、自宅と自宅外の自市区町村内での就業が区別されていないことから、ここでの解説も常住地について、自宅を特掲したものとはなっていない。なお、昭和35年調査の用語の解説には、仕事の場所が一定しない者の場合の取り扱いについて、特に指摘はないが、同様の処理が行われているものと考えられる。

(7)昭和35年調査では、15時間未満、15～34時間、35～59時間、60時間以上という階級値からの選択を求めているのに対し平成12年、平成17年調査では、就業時間数そのものを時間単位で調査している。

(8)『日本の人口ー昭和30年国勢調査の解説』によれば、昭和5年調査は、昼間人口を算出するために従業の場所と通学の場所とを合せて集計し、「従業または通学の場所別人口」として表章[総理府統計局(昭和35)32頁]したものであるとされている。

(9)「特に大都市圏内においては・・・通勤通学が極めて顕著であり、そのため、常住地ベースの産業別結果は、大都市圏内の地域の産業構造を明らかにするには一層不適切であるといえる。

(10)現在、事業所・企業統計調査では、従業者のいる事業所のうち以下の事業所が調査の対象外となっている。

1. 日本標準産業分類(平成 14 年 3 月 7 日総務省告示第 139 号)の大分類 A-農業、B-林業、C-漁業に属する個人経営の事業所
  2. 日本標準産業分類の大分類「Q-サービス業(他に分類されないもの)」のうち「中分類 83-その他の生活関連サービス業(小分類 832-家事サービス業に限る)」及び「中分類 94-外国公務」に属する事業所
  3. 調査技術上の観点から対象外とされているもの
- ア. 劇場、運動競技場、駅の改札口内などの有料施設のうち、日本標準産業小分類「845 公園、遊園地」以外の施設の中に設けられている事業所
- イ. 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯  
(平成 18 年事業所・企業統計調査の概要 4.調査の対象)より

(11)アメリカでは 1950 年センサスに基づき標準大都市圏(Standard Metropolitan Area: SMA)が、また昭和 35 年センサス以降は標準大都市統計圏(Standard Metropolitan Statistical Area: SMSA)が政府によって設定された。その後 SMSA は、大都市統計圏(Metropolitan Statistical Area: MSA)、さらには都市圏の総称としての大都市圏(Metropolitan Area: MA)などの形で展開してきている。またイギリスでも、標準大都市雇用圏(Standard Metropolitan Labour Area: SMLA)、大都市経済労働圏(Metropolitan Economic Labour Area: MELA)といった都市圏の定義づけが行われている。さらに、日本では、昭和 35 年の国勢調査から、通勤通学者比率を用いた大都市圏が、さらに昭和 50 年調査からは都市圏が設定されるようになった。その後、通勤通学だけでなく地域の産業特性も考慮した地域経済クラスター(Regional Economic Cluster: REC)あるいは複数の REC が複合した標準統合圏(Standard Consolidated Area: SCA)、さらには標準都市雇用圏(Standard Metropolitan Employment Area: SMEA)といった都市圏の概念が導入された〔長田(平成 17)〕。

行政単位としての都市が合併によりその市域が拡大する中で、同一の市域がその中に非都会的地域を内包することになった結果、実態をより忠実に反映するものとして、人口集中地区による都市圏の設定の試みも行われている。アメリカにおける中核統計圏(Core Based Statistical Area: CBSA)あるいは日本における都市雇用圏(Urban Employment Area: UEA)がそれである〔長田(平成 17) 25-26 頁〕。

(12)山田・徳岡〔1983〕は、SMEA による日本の都市圏の形成とその後の変遷を分析している。

(13)大友は、従業地の就業者の職業構成に注目し、職業大分類のうち分類不能の職業を除く職業を、専門機能(専門的技術的職業従事者)、管理機能(管理的職業従事者、事務従事者)、流通機能(販売従事者、運輸・通信従事者)、サービス機能(サービス職業従事者、保安職業従事者)、生産加工機能(生産工程・労務作業)、農業生産機能(農林漁業作業)の諸機能に類別し、これらのうち、管理機能と流通機能を合わせたものを「中心地機能」、これに専門機能、サービス機能及び生産加工機能を加えたものを「中心地的機能」と定義している〔大友(2006) 46 頁〕。

(14)大友は、次のような「相対的中心性」、「絶対的中心性」という概念を導入し、15 大都市の機能分析を行っている。

相対的中心性＝当該都市の管理機能と流通機能の割合－全国の管理機能と流通機能の割合  
絶対的中心性＝当該都市の管理機能と流通機能従事者数  
このうち「相対的中心性」は、各都市の従業地による就業者数が等しいとしたときの各都市の周辺地域に及ぼす経済的影響力の指標とされている〔大友(2006)45-48頁〕。

〔参考文献〕

- 内閣統計局(1935)『国勢調査報告』第3巻上  
総理府統計局(昭和35)『日本の人口-昭和30年国勢調査の解説』  
岸本實(1978)『人口移動論』二宮書店  
大友篤(1979)『日本都市人口分布論』大明堂  
総務庁統計局監修(平成2)『大都市圏の人口とその生活行動』(昭和60年国勢調査モノグラフシリーズ)No.7 日本統計協会  
山田浩之・徳岡一幸(1983)「わが国における標準大都市雇用圏:定義と適用－戦後の日本における大都市圏の分析(2)」『京都大学経済論集』第132巻  
大友篤(1996)「通勤通学移動と昼間人口の動向」『統計』日本統計協会12月号  
西文彦(1999)「人口統計あらかると(26)－平成7年国勢調査 我が国の従業地による産業-職業構成の詳細な状況」『世界と人口』通号306号  
大友篤(2001)「通勤通学移動と昼間人口」『統計』日本統計協会10月号  
日本人口学会編(2002)『人口大事典』培風館  
坂本光司・南保勝・杉山友城(2003)『データでみる地域経済入門』ミネルヴァ  
長田進(2005)「都市圏設定に関する一考察－日本・アメリカ合衆国・英国の定義を比較する－」『慶応義塾大学日吉紀要(社会科学)』No.16  
大友篤(2006)「15大都市の昼間人口と経済的機能」『統計』日本統計協会10月号  
浅川達人(2008)「社会地区分析再考－KS法クラスター分析による2大都市圏の構造分析」『社会学評論』234号  
森博美(2009.4.30)「国勢調査における通学地把握について」経済統計学会政府統計研究部会『ニュースレター』No.8

付表1 国勢調査における従業地把握方式関連事項

	昭和5年 1930年	昭和30年 1955年	昭和35年 1960年	昭和40年 1965年	昭和45年 1970年	昭和50年 1975年	昭和55年 1980年	昭和60年 1985年	平成2年 1990年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年
就業項目回答者の年齢限定	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×
自宅の特掲	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
求職者(前職有)の従業地	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
就業通学者に関する記入の明示	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就業時間数	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	○	○
通勤手段	×	×	×	×	○	×	○	×	○	×	○	×
通勤時間	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×

(表注) 調査年次のゴチック表示は大規模調査実施年を示す。

付表2 『国勢調査報告』所収の従業地による就業者の産業、職業別集計結果表

		1955(昭和30)年			1960(昭和35)年			1965(昭和40)年			1970(昭和45)年			1975(昭和50)年			
産業	大分類	●	●	●	●	●	●	●	●	■	■	●	●	●	●	●	●
	①中分類											●	●	●	●	●	●
職業	大分類									●	●			●			●
	①中分類													●			●
社会経済分類																	
従業上の地位																	
従業地	市部・郡部	●				●			●				●			●	
	都道府県		●			●			●	●	●		●	●		●	●
	②人口30万 以上の市			●										●			●
	③大都市 他の市													●			●
	②人口30万未満の 県庁所在都市																
	②人口10万以上30万 未満の市																
	④人口10万以上の市	●											●				
	⑤人口10万未満の市 町村	●															
	③大都市の区												●	●			
	市区								●	●							
市町村		●				●	●		●		●	●		●	●		
町村													●	●	●		

		1980(昭和55)年			1985(昭和60)年			1990(平成2)年		
産業	大分類	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	①中分類			●			●			●
職業	大分類		●	●		●	●		●	●
	①中分類			●			●			●
社会経済分類										
従業上の地位				●			●			●
従業地	市部・郡部			●			●			▲
	都道府県	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②人口30万 以上の市	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③大都市 他の市									
	②人口30万未満の 県庁所在都市									
	②人口10万以上30万 未満の市							●	○	○
	④人口10万以上の市							○	○	○
	⑤人口10万未満の市 町村							○	○	○
	③大都市の区									
	市区		●	○		●	○			
市町村	●	●		●	●					
町村		○			○					



付表2 『国勢調査報告』所収の従業地による就業者の産業、職業別集計結果表(続き)

		1995(平成7)年										2000(平成12)年																	
産業	大分類	●	●	●					●	●					●	●	●					●	●						
	①中分類																							●	●				
職業	大分類				●	●	●	●	●							●	●	●	●	●									
	①中分類																								●	●			
社会経済分類																													
従業上の地位																									●	●	●	●	
従業地	市部・郡部																												
	都道府県	●		●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		
	②人口30万以上の市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		
	③大都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		
	④人口30万未満の県庁所在都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●			●	●		●	●		
	⑤人口10万以上30万未満の市	●		○	●		○	○							●	○	●	○	○	○			○	○		○	○		
	⑥人口10万以上の市																											●	●
	⑦人口10万未満の市町村	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○			○	○		○	○		
	⑧大都市の区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	市区																												
市町村																													
町村																													

		2005(平成17)年																													
産業	大分類	●	●	●					●	●																					
	①中分類																											●	●		
職業	大分類				●	●	●	●	●																						
	①中分類																											●	●		
社会経済分類																															
従業上の地位																												▲	▲	▲	▲
従業地	市部・郡部																														
	都道府県	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	②人口30万以上の市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	③大都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	④人口30万未満の県庁所在都市	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	⑤人口10万以上30万未満の市	●		○	●		○	○																							
	⑥人口10万以上の市																											●	●		
	⑦人口10万未満の市町村	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○			○	○		○	○				
	⑧大都市の区	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	市区																														
市町村																															
町村																															

- ① 産業、職業中分類による結果表は20%抽出
  - ② 2000年以降は人口20万
  - ③ 1955年は6大都市、1985年、1990年は11大都市、1995年、2000年は13大都市、2005年は15大都市
  - ④ 1955年は人口5万以上の市
  - ⑤ 1955年は人口5万未満の市
- ▲ 雇用者のみ特掲
  - 農業、建設業、製造業、卸売り・小売業、運輸・通信業、サービス業、公務を特掲
  - 報告書掲載
  - 報告書非掲載

付表3 国勢調査資料・摘要・解説シリーズ所収の従業地による就業者の産業別、職業別集計結果表

		1970年 昭和45年	1975年 昭和50年	1980年 昭和55年	1985年 昭和60年	1990年 平成2年	1995年 平成7年	2000年 平成12年	2005年 平成17年
産業	大分類	●	●	●	●	●	●	●	●
	3部門	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)
職業	大分類	●		●	●	●	●	●	●
	4区分	(●)		(●)	(●)	(●)	(●)	(●)	(●)
都道府県		●	●						
市区町村				●	●	●	●	●	●
市区町									
市町村		●	●						

括弧は、別掲

〔出所〕

昭和45年国勢調査 資料シリーズ No.4 『従業地・通学地(通勤・通学人口および昼間人口)』(総理府統計局)

昭和50年国勢調査 資料シリーズ No.1 『従業地・通学地(通勤・通学人口及び昼間人口)』(総理府統計局)

昭和55年国勢調査 資料シリーズ No.3 『従業地・通学地(通勤・通学人口及び昼間人口)』(総理府統計局)

昭和60年国勢調査 摘要データシリーズ No.1 『通勤・通学人口及び昼間人口』(総務庁統計局)

平成2年国勢調査 摘要データシリーズ No.1 『通勤・通学人口及び昼間人口』(総務庁統計局)

平成7年国勢調査 編集・解説シリーズ No.7 『通勤・通学人口及び昼間人口』(総務庁統計局)

平成12年国勢調査 編集・解説シリーズ No.8 『通勤・通学人口及び昼間人口』(総務省統計局)

平成17年国勢調査 人口概観シリーズ No.8 『通勤・通学人口及び昼間人口』(総務省統計局)

## オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
1	EC 標準産業分類(NACE)	1990.07
2	On Numerical Calculation Programs of American-type Options Using GAUSS Codes	1998.09
3	わが国の統計体系の現状と課題(I)	2000.03
4	ICD10 における自動車事故による死亡者数の試算	2000.04
5	人口動態統計における交通事故死亡統計の特徴について	2000.05
6	Trends in U.S. Working Hours since the 1970s	2001.07
7	わが国における外国人の国籍別出生率について	2001.09
8	東京の消費構造—東京都生計分析調査	2002.10
9	Wide Variations in Statistics Data Sets on the Same Subjects—Reconsidering the Report of the Indian National Statistical Commission	2003.12
10	日中 1995 年産業別購買力平価の推計	2004.04
11	日本における「統計法」の成立	2005.06
12	「統計法」と法の目的	2005.07
13	諸外国におけるマイクロデータ関連法規の整備状況とデータ提供の現状	2005.09
14	統計に係る個人情報の秘密保護について	2006.08
15	若年層における雇用状況と就業形態の動向—『就業構造基本調査』のマイクロデータによる実証分析	2006.12
16	社会生活行動から見た若年層の不安定就業化・無業化の分析	2008.03

オケージョナル・ペーパー No.17

2009年6月20日

発行所 法政大学日本統計研究所  
〒194-0298 東京都町田市相原 4342  
Tel 042-783-2325、2326  
Fax 042-783-2332  
jsri@s-adm.hosei.ac.jp  
発行人 森 博美